

## 令和5年度第1回秋田県指定管理者制度導入施設の評価に係る外部有識者委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年7月11日（火）10時00分～11時00分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者（委員）  
益満環委員長、酒井祐一委員、高橋美佳子委員、藤木秀明委員、渡部信子委員  
  
（事務局）  
高橋雅昭行政経営課長 行政経営課職員
- 4 議 事（1）指定管理者制度導入施設の評価及び外部有識者委員会について  
（2）外部有識者委員会による評価実施計画（案）について  
（3）令和5年度評価対象施設について
- 5 議事概要 次のとおり

### 議事（1）指定管理者制度導入施設の評価及び外部有識者委員会について

委員長

それでは議事に入ります。  
まずは、議事（1）「指定管理者制度導入施設の評価及び外部有識者委員会について」であります。事務局から説明をお願いします。

県

（説 明）

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんか。  
  
（特になし）

### 議事（2）外部有識者委員会による評価実施計画（案）について

委員長

それでは次に、議事（2）「外部有識者委員会による評価実施計画（案）について」であります。事務局から説明をお願いします。

県

（説 明）

委員長

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんか。

委員 資料5に記載のある「令和7年度更新作業対象施設」というのは、令和7年度に更新手続きにかけるということですか。それとも令和7年度が次の契約期間で、令和6年度に更新手続きにかけるということですか。

県 令和7年度更新作業対象施設は、指定管理終期が令和8年3月31日までとなっている施設であり、令和7年度に更新手続きにかけることとなります。

指定管理料を伴う施設については、令和7年6月議会にて指定管理料の設定に伴う予算作業に取りかかることとなりますので、その前には運営手法や期間等を決定しておく必要があります。そのような施設が本県の場合は令和7年度に集中しております。

委員 改めて確認ですが、令和5年度評価対象施設となっている20施設は、今年度中に評価・提言を行うということでしょうか。

県 お見込のとおりとなります。

### 議事（3）令和5年度評価対象施設について

委員長 それでは次に、議事（3）「令和5年度評価対象施設について」であります。事務局から説明をお願いします。

県 （説明）

委員長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんか。

委員 設置目的の評価がCとなっている施設がありますが、こちらのC評価というのは、県が求める目的が時代の流れによって変わっていることによるものなのか、指定管理者が目的と全く異なる方向に向かって事業を行っているものによるものなのか、どちらでしょうか。

県 こちらの評価は、各指定管理者が自ら設定した目標への達成度によって定量的に評価しているものとなります。

委員 資料6について、例えば、観点Ⅱの有効性が全てA評価ですが、観点Ⅲの効率性がC評価となっているのは、これは県の方で評価したということでしょうか。

県 お見込のとおりとなります。

委員 委員によっては馴染みのない施設で、知らない情報等もあるかと思いますが、そのような情報は評価票に記載あるものでしょうか。例えば、指定管理者がよく変わっているなど。

県 評価票に記載されてはいませんが、必要に応じて事務局から所管課へ確認等も行えますし、もし委員各自でお持ちの情報がありましたら、今後の委員会にて共有いただければと思います。

委員 収支がマイナスの施設がそれなりにあるように見受けております。その概要についてですが、いわゆる公共施設白書では、減価償却費を算出し、フルコストを捉える場合もよくあり、そのような情報も含めて施設のあり方を考えることもあります。当該収支には、そのような減価償却費は含まないような内容になっておりますでしょうか。

県 お見込のとおりとなります。

#### 次第6 その他

委員長 次第の6に移ります。  
事務局から何かありますでしょうか。

県 (連絡事項無し)

#### 次第7 閉会

委員長 以上で予定されていた議事は全て終了いたしました。  
進行を事務局にお返しします。

県 以上をもちまして、「令和5年度第1回秋田県指定管理者制度導入施設の評価に係る外部有識者委員会」を終了いたします。  
委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。